

「関市古民家にぎわい施設（あいせき）」指定管理者候補者（優先交渉権者）の選定について

「関市古民家にぎわい施設（あいせき）」の指定管理者に応募した応募者に対し、関市指定管理者審査委員会審査委員によるヒアリング審査を行った結果、次のとおり指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定しました。

【審査委員会開催日】

令和6年10月22日（火）

【審査委員会の名簿】

	氏名	備考
委員長	森川 哲也	関市 副市長
委 員	土屋 昭代	社会保険労務士
委 員	古田 麻美	税理士
委 員	若生 幸也	(株)日本政策総研 理事長
委 員	水野 一生	関市 財務部長
委 員	長屋 隆司	関市 基盤整備部長

【応募者数】

4 者

【選定結果】

優先交渉権者

トータルバランス・ドルフィン共同事業体

代表企業：トータルバランス株式会社（岐阜県岐阜市）

構成企業：ドルフィン株式会社（岐阜県岐阜市）

順位	候補者名	指定管理料の金額	得点
優先交渉権者	トータルバランス・ドルフィン共同事業体	37,500千円	690点
第2交渉権者	A社	36,000千円	653点

出席委員数：5名

総得点数：1000点

【選定基準】

全委員の総得点数が高い応募者の順に優先交渉権者、第2交渉権者とします。

ただし、総得点数が同点の場合には、審査委員ごとの合計点の上位3者までに1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点の順位点を加え、順位点を加えた総得点の高い者を上位者とします。順位点を加えた総得点数が同数の場合には、審査委員会において合議のうえ決定するものとします。

【選定理由】

審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行い、採点した結果、総得点数の高い応募者を優先交渉権者として選定しました。

応募いただいたいずれの応募者も指定管理者として責務を果たす能力があると認められたが、トータルバランス・ドルフィン共同事業体の提案は、利用者サービスの向上や促進が期待でき、施設の管理・運営についても高評価を得ており、同施設の特徴、機能を活かした自主性、創造性がある取組みの実施が見込まれることから、優先交渉権者とします。